

# 美里町立学校における「新型コロナウイルス」への対応について（お知らせ）

令和2年2月27日 美里町教育委員会

新型コロナウイルス感染症については、国内でも患者数が増加し、本県でも感染者が発生するなど、感染が拡大しています。このことを踏まえ、本町教育委員会では感染拡大防止の観点から町立学校における児童生徒への対応について、下記のとおりとしましたのでお知らせいたします。

## 1 学校保健安全法第19条による出席停止の措置とするもの

- (1) 児童生徒に風邪の症状や37.5度以上の発熱がある場合。
- (2) 児童生徒に強い倦怠感や息苦しさ（呼吸困難）がある場合。
- (3) 上記以外にあって、児童生徒等の症状が軽度であっても、保護者が出席させることに不安を感じた場合。

※出席停止の期間は、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまでとする。

## 2 学校保健安全法第20条による臨時休業（休校）の措置とするもの

- (1) 児童生徒に新型コロナウイルス感染症の陽性が確認された場合。
- (2) 保護者等（同居者に限る）に新型コロナウイルス感染症の陽性が確認された場合。
- (3) 教職員（同居者を含む）に新型コロナウイルス感染症の陽性が確認された場合。
- (4) 放課後子ども教室スタッフ（同居者を含む）に、新型コロナウイルス感染症の陽性が確認された場合。
- (5) スクールバス、スクールタクシーの運転手（同居者を含む）に、新型コロナウイルス感染症の陽性が確認された場合。
- (6) 上記により臨時休校措置とした場合、小学校の放課後子ども教室も閉鎖措置とする。

※【臨時休業（休校）の期間】当該児童生徒及び教職員が最後に登校した日から2週間とする。

## 3 学校が主催する行事については当面（今年度内）の間、下記のとおりとする。

- (1) 全校で体育館に集まるような活動は極力避けるようにし、修了式や教職員退任式を実施する場合は校内放送での実施等を検討するなど、各学校の状況に鑑み判断すること。行事等を実施する場合は、可能な限り短縮するよう配慮すること。
- (2) 卒業証書又は修了証書授与式は、教職員、卒業生、保護者（同居者）のみで行うこととし、在校生及び来賓の参加は控えるようにすること。この場合の授与の形式等は学校長の判断とする。ただし、式の運営上やむを得ず、在校生総代の出席が必要な場合は、事前に当該生徒の保護者の了解を取ること。
- (3) 上記以外の場合でも、地域の方々に対しては学校行事への案内をできる限り控えるとともに、不要、不急の来校の自粛を可能な範囲で求めること。また、教職員や児童生徒等は外部の不特定多数との接触を極力避けるよう努めること。

## 4 その他

- (1) 町立学校の体育館は、当分の間、子どもの教育活動以外での使用を控えてもらうよう、一般の利用者に協力依頼すること。
- (2) 上記1により、出席停止措置とした場合は、保護者に対して宇城保健所「宇城地域新型コロナウイルス感染症相談窓口」（電話番号：0964-32-1207）への相談を行うよう案内を促す。所属の各教職員等についても、同様の症状がみられる場合は出勤を控えさせ、最寄りの保健所等へ相談を行うよう指導すること。
- (3) 上記1により、出席停止措置とした児童については、放課後子ども教室の利用はできないこと。
- (4) 上記1により、出席停止措置とした場合は、指導要録上の「欠席日数」にはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録すること。
- (5) この通知をもととした、保護者への周知を簡潔かつ速やかに実施すること。

### 【参考】学校保健安全法

#### 第19条（出席停止）

校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

#### 第20条（臨時休業）

学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。